

## 低所得世帯（非課税世帯等）支援給付金のご案内

- 低所得世帯（非課税世帯等）支援給付金は、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けた低所得世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

### 給付金の支給額

1世帯あたり **12,000円**

### 給付金の支給時期

登別市が確認書等を受理した日から  
2週間前後が目安です。

### 支給対象と手続き方法

予期せず家計が急変したことで、  
令和7年1月以降の収入が減少し  
**「住民税非課税相当」**  
の収入となった世帯（家計急変世帯）

**申請が必要です**

申請書に必要事項を記入して、  
添付書類とともに登別市の窓口に、  
直接または郵送でご提出ください。

**申請期間：令和8年3月2日（月）～令和8年6月1日（月）**

**!** 収入が減少することが、あらかじめ明らかであるものを対象として  
給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



低所得世帯（非課税世帯等）支援給付金の  
**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！



自宅や職場などに市の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市役所や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

### お問い合わせ

登別市役所保健福祉部社会福祉グループ  
「低所得世帯（非課税世帯等）支援給付金」窓口  
受付時間 平日9:00～17:30



**0143-57-1000**